

岩手県告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営日野沢地区（二ツ神工区及び松坂工区）土地改良事業（久慈市）に係る換地処分をした。

平成21年2月13日

岩手県知事 達 増 拓 也